２００９年度　VCCI 規程類改訂内容

技術専門委員会

規約･規程類改訂 WG

２００９年3月12日

1/9　規程説明会後の変更箇所抜粋です。

規約・規程類改訂 WG.

運-1	Ｖ－２／２００８．０４ **自主規制措置運用規程** 1986.03.27 制　　定 2008.04.01 改訂 19 版 2008.04.01 適用開始	Ｖ－２／２００９．０４ **自主規制措置運用規程** 1986.03.27 制　　定 2009.04.01 改訂 20 版 2009.04.01 適用開始	

運-5	（取扱説明書等への記載） 第 11 条　会員は，届け出た情報技術装置に関し，以下に示す文言を取扱説明書等に記載しなければならない。ただし、クラスＢ情報技術装置については、省略することが出来る。 　又，会員は，使用者の設置場所で測定し届け出た情報技術装置に関して，下記に示す文言をその使用者宛取扱説明書等に追記載しなければならない。 １．クラスＡ情報技術装置 この装置は，情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）の基準に基づくクラスＡ情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者が適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。 ２．クラスＢ情報技術装置 この装置は，情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）の基準に基づくクラスＢ情報技術装置です。この装置は，家庭環境で使用することを目的としていますが，この装置がラジオやテレビジョン受信機に近接して使用されると，受信障害を引き起こすことがあります。 　取扱説明書に従って正しい取り扱いをして下さい。	（取扱説明書等への記載） 第１１条　会員は、届け出た情報技術装置に関し、以下に示す文言を取扱説明書等に記載しなければならない。ただし、クラスＢ情報技術装置については、省略することが出来る。 　又、会員は、使用者の設置場所で測定し届け出た情報技術装置に関して、下記に示す文言をその使用者宛取扱説明書等に追記載しなければならない。 １．クラスＡ情報技術装置 この装置は、クラスＡ情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者は適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。 VCCI-A ２．クラスＢ情報技術装置 この装置は、クラスＢ情報技術装置です。この装置は、家庭環境で使用することを目的としていますが、この装置がラジオやテレビジョン受信機に近接して使用されると、受信障害を引き起こすことがあります。取扱説明書に従って正しい取り扱いをして下さい VCCI-B	名称削除 クラス追加 名称削除 クラス追加

	３．使用者の設置場所での測定により届け出た装置 この装置は，現在設置されている場所で妨害波の測定がされた情報技術装置であり，情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）の基準に適合しています。従って，現在設置されている場所以外で使用する場合は，再び妨害波を測定し，ＶＣＣＩに届出をしなければなりません。	３．使用者の設置場所での測定により届け出た装置 この装置は、現在設置されている場所で妨害波の測定がなされた情報技術装置であり、ＶＣＣＩ協会の基準に適合しています。従って、現在設置されている場所以外で使用する場合は、再び妨害波を測定し、ＶＣＣＩ協会に届出をしなければなりません。 ５．移行処置 (１)2010 年 3 月以前に適合確認届出した（する）装置： １～４項に記載する文言のうち、従来使っていた下記文言を使うことができる・ クラスＡ情報技術装置 この装置は、情報処理装置等電波障害自主規制協議会(ＶＣＣＩ)の基準に基づくクラスＡ情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者は適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。 クラスＢ情報技術装置 この装置は、情報処理装置等電波障害自主規制協議会(ＶＣＣＩ)の基準に基づくクラスＢ情報技術装置です。この装置は、家庭環境で使用することを目的としていますが、この装置がラジオやテレビジョン受信機に近接して使用されると、受信障害を引き起こすことがあります。 取扱説明書に従って正しい取り扱いをして下さい。	名称変更 名称変更 追加

		使用者の設置場所での測定により届け出た装置 この装置は、現在設置されている場所で妨害波の測定がなされた情報技術装置であり、情報処理装置等電波障害自主規制協議会(ＶＣＣＩ)の基準に適合しています。 従って、現在設置されている場所以外で使用する場合は、再び妨害波を測定し、情報処理装置等電波障害自主規制協議会(ＶＣＣＩ)に届出をしなければなりません。 （２）2010 年４月以降新規に適合確認届出する装置： 上記１～４項の文言を適用する。	

技-7

表４．７－測定距離３ｍでのクラスＡ情報技術装置の放射妨害波の許容値			表４．７－測定距離３ｍでのクラスＡ情報技術装置の放射妨害波の許容値			~~（μＶ／ｍ）削除~~ 他の許容値表と合わせた
周波数範囲 ＧＨｚ	平均値許容値 ｄＢ（μＶ／ｍ）	尖頭値許容値 ｄＢ（μＶ／ｍ）	周波数範囲 ＧＨｚ	平均値許容値 ｄＢ（μＶ／ｍ）	尖頭値許容値 ｄＢ（μＶ／ｍ）	
１～３	５６	７６	１～３	５６	７６	
３～６	６０	８０	３～６	６０	８０	

<table>
<tr>
<td></td>
<td>注 1)周波数の境界では低い方の許容値を適用する。

表４．８－測定距離3mでのクラス B 情報技術装置の放射妨害波の許容値
<table>
<tr><th>周波数範囲
GHz</th><th>平均値許容値
dB（μV／m)</th><th>尖頭値許容値
dB（μV／m)</th></tr>
<tr><td>1～3</td><td>50</td><td>70</td></tr>
<tr><td>3～6</td><td>54</td><td>74</td></tr>
</table>
注 1)周波数の境界では低い方の許容値を適用する。</td>
<td>注 1)周波数の境界では低い方の許容値を適用する。
2)1 μV/m を 0 dB とする。
3) 尖頭値モードにおける測定値が平均値許容値を満たす場合，その測定周波数での平均値測定は行わなくても良い。
4) 3m 以外の測定距離の場合は以下の換算式を使用する。
$E_{3m}=E_{xm}+20\log(x/3)$ dBuV/m

表４．８－測定距離3mでのクラス B 情報技術装置の放射妨害波の許容値
<table>
<tr><th>周波数範囲
GHz</th><th>平均値許容値
dB（μV／m)</th><th>尖頭値許容値
dB（μV／m)</th></tr>
<tr><td>1～3</td><td>50</td><td>70</td></tr>
<tr><td>3～6</td><td>54</td><td>74</td></tr>
</table>
注 1)周波数の境界では低い方の許容値を適用する。
2)1 μV/m を 0 dB とする。
3) 尖頭値モードにおける測定値が平均値許容値を満たす場合，その測定周波数での平均値測定は行わなくても良い。
4) 3m 以外の測定距離の場合は以下の換算式を使用する。
$E_{3m}=E_{xm}+20\log(x/3)$ dBuV/m</td>
<td>追加

~~（μV／m）削除~~
他の許容値表と合わせた

追加</td>
</tr>
</table>

技-	5．3．4　1GHz 以上の電界強度測定用試験場 電界強度測定用試験場は、付属文書VIに示す無反射（自由空間）条件のうち、1GHz～6GHz における適合性の評価基準を満たすこと。これらの条件を満たすには、試験場の床面に電波吸収体を敷くか、供試装置の高さを上げる必要がある。 付属文書VI　1GHz 超における電界強度測定用試験場　を参照のこと。	5．3．4　1GHz 超の電界強度測定用試験場 1GHz 超の電界強度測定用試験場は、付属文書VI_2.1 項の要求事項を満足すること。 供試装置を設置するため、試験場の適合性確認の時に敷いた床置き電波吸収体の一部を取り外して妨害波測定を実施しても良い。	変更 変更

技 -48	6．5．2．4　測定サイト	~~6．5．2．4　試験場~~ ~~試験場は、「付属文書VI　1GHz超における電界強度測定用試験場」の2.1項の要求事項を満足すること。~~ ~~妨害波測定の時、供試装置を設置する場所については、試験場の適合確認の時に敷いた床置き電波吸収体を取り外して妨害波測定を実施しても良い。~~	~~変更~~ ~~追加~~ 5.3.4 項に移動 この項削除 以下項番変更
	6．5．2．5　測定機器	6．5．2．4　測定機器	項番変更
	6．5．2．6　測定手順 6．5．2．9　一般的な測定手順 6．5．2．10　妨害波電界強度の測定結果の記録	6．5．2．5　測定手順 6．5．2．6　設置場所での測定 クラスA情報技術装置は，ユーザの設置場所で適合確認試験のための測定を行ってもよい。 この測定は，ユーザの構内の境界線のところで行うのが望ましいが，このような境界線が供試装置から10mに満たない場合には，測定は供試装置から10m，又はそれ以上の距離で行うこと。 この設置場所での適合確認試験は，場所の特性が測定結果に影響を与えるため，測定した場所に特有のものであって，その測定結果を他の設置場所やその供試装置の適合確認試験の結果として使用することは出来ない。 すでに適合確認届出済みの情報技術装置を，使用者の設置場所での測定により届け出た装置（システム）に追加する場合は，それによって当該装置（システム）のその場所での適合状態が無効になることはない。 6．5．2．7　妨害波電界強度の測定結果の記録	項番変更 追加

試-7	6．LAN装置 6．1　供試装置の構成 1．1に準ずる。 6．2　供試装置の配置、ケーブル類の処理 1．2に準ずる。 6．3　動作条件 LANとして使用する場合は 10%を超えるLAN利用率（トラヒック量）を，最低 250ms 維持することが必要である。試験トラフィックの内容は，実際のデータ伝送（例，ランダム：圧縮または暗号化したファイル，周期的：圧縮していない画像ファイル，メモリーダンプ，スクリーン更新，ディスクイメージ）を模擬するため，周期的メッセージと擬似ランダムメッセージの両者を含む必要がある。LANがアイドル時間中も送信を続けている場合には，その時間についても測定を行なうこと。	6．LAN装置 6．1　供試装置の構成 1．1に準ずる。 6．2　供試装置の配置、ケーブル類の処理 1．2に準ずる。 6．3　動作条件 データ転送の状態を保持するために、 －データ転送モードにおいて試験をする －試験報告書にデータ転送を行った、ファイル形式、容量等を記述する**こと**（例えば、ワードファイル、DVDイメージ、その他データファイル、100M **（試験中はデータ転送であること）等**）。	削除 （データ転送モードであれば 10%程度のトラヒックとなる）

	付則　２－２　　Ｖ－１１／２００８．０４ **測定設備等登録に関する書類の記入要領** 1997.01.20 制　　定 2008.04.01 改訂 08 版 2008.04.01 適用開始 1.申請に必要な書類について 1.1 新規登録の場合 最初に「付則２　測定設備等の登録に関する規程」(V-5/2008.04)を参照し、下記のどの条項により登録するのかを確認してください。 (1)(V-5/2008.04)の第３条、　(2)(V-5/2008.04)の第１４条、(3)(V-5/2008.04)の第１５条 注: (V-5/2008.04)の第１４条または第１５条により新規登録する場合はそれぞれＦＣＣへのファイリング済みであること、付則２第１５条に定めた試験所認定機関による認定済みであることが必要条件です。 1.1.1 (V-5/2008.04)の第３条による新規登録 １）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 101、及び様式 101 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 102A、及び様式 102A の第５項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 102B、及び様式 102B の第５項で添付を要求している資料	付則　２－２　　Ｖ－１１／２００９．０４ **測定設備等登録に関する書類の記入要領** 1997.01.20 制　　定 200**9**.04.01 改訂 **09** 版 200**9**.04.01 適用開始 1.申請に必要な書類について 1.1 新規登録の場合 最初に「付則２　測定設備等の登録に関する規程」(V-5/200**9**.04)を参照し、下記のどの条項により登録するのかを確認してください。 (1)(V-5/200**9**.04)の第３条、　(2)(V-5/200**9**.04)の第１４条、(3)(V-5/200**9**.04)の第１５条 注: (V-5/200**9**.04)の第１４条または第１５条により新規登録する場合はそれぞれＦＣＣへのファイリング済みであること、付則２第１５条に定めた試験所認定機関による認定済みであることが必要条件です。 1.1.1 (V-5/200**9**.04)の第３条による新規登録 （１）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 101、及び様式 101 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 102A、及び様式 102A の第５項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 102B、及び様式 102B の第５項で添付を要求している資料 **（４）1GHz 超放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類**	変更 追加

		：様式 101G、及び様式 101G の第５項で添付を要求している資料	追加
	1.1.2 (V-5/2008.04)の第１４条による新規登録 （１）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 151、、及び様式 151 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 152A、及び様式 152A の第５項で添付を要求している資料 1.1.3 (V-5/2008.04)の第１５条による新規登録 （１）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 201、及び様式 201 の第４項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 202A、及び様式 202A の第４項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 202B、及び様式 202B の第４項で添付を要求している資料	1.1.2 (V-5/200**9**.04)の第１４条による新規登録 （１）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 151、、及び様式 151 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 152A、及び様式 152A の第５項で添付を要求している資料 1.1.3 (V-5/2009.04)の第１５条による新規登録 （１）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 201、及び様式 201 の第４項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 202A、及び様式 202A の第４項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 202B、及び様式 202B の第４項で添付を要求している資料 **（４）1GHz 超放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類** **：様式 201G、及び様式 201G の第４項で添付を要求している資料**	
	1.2　更新登録の場合 最初に「付則２　測定設備等の登録に関する規程」(V-5/2008.04)を参照し、下記のどの条項により登録するのかを確認してください。 (1)(V-5/2008.04)の第３条、　(2)(V-5/2008.04)の第１４条、(3)(V-5/2008.04)の第１５条 注1：既登録の登録条項と異なる条項で更新登録する場合は有効期間などの条件が変わりますのでご注意ください。	1.2　更新登録の場合 最初に「付則２　測定設備等の登録に関する規程」(V-5/2009.04)を参照し、下記のどの条項により登録するのかを確認してください。 (1)(V-5/200**9.**04)の第３条、　(2)(V-5/200**9**.04)の第１４条、(3)(V-5/200**9.**04)の第１５条 注1：既登録の登録条項と異なる条項で更新登録する場合は有効期間などの条件が変わりますのでご注意ください。	

	注2：(V-5/2008.04)の第１４条または第１５条により更新登録する場合はそれぞれＦＣＣへのファイリング申請済みであること、付則２第１５条に定めた試験所認定機関による認定済みであることが必要条件です。 1.2.1　(V-5/2008.04)の第３条による更新登録 （１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 107、及び様式 107 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 108A、及び様式 108A の第５項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 108B、及び様式 108B の第５項で添付を要求している資料 1.2.2　(V-5/2008.04)の第１４条による更新登録 （１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 様式 157、及び様式 157 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 様式 158A、及び様式 158A の第５項で添付を要求している資料 1.2.3　(V-5/2008.04)の第１５条による更新登録 （１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 201、及び様式 201 の第４項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な	注2：(V-5/2009.04)の第１４条または第１５条により更新登録する場合はそれぞれＦＣＣへのファイリング申請済みであること、付則２第１５条に定めた試験所認定機関による認定済みであることが必要条件です。 1.2.1　(V-5/2009.04)の第３条による更新登録 （１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 107、及び様式 107 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 108A、及び様式 108A の第５項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 108B、及び様式 108B の第５項で添付を要求している資料 **（４）1GHz 超放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類** **：様式 107G、及び様式 107G の第５項で添付を要求している資料** 1.2.2　(V-5/2009.04)の第１４条による更新登録 （１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 様式 157、及び様式 157 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 様式 158A、及び様式 158A の第５項で添付を要求している資料 1.2.3　(V-5/2009.04)の第１５条による更新登録 （１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 201、及び様式 201 の第４項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な	追加

	書類 ：様式 202A､及び様式 202A の第４項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 202B､及び様式 202B の第４項で添付を要求している資料	書類 ：様式 202A､及び様式 202A の第４項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 202B､及び様式 202B の第４項で添付を要求している資料 **（４）1GHz 超放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類** **：様式 201G､及び様式 201G の第４項で添付を要求している資料**	追加

申請に必要な様式の一覧

種別 ＼ 様式	新規									更新								
	V-5/2008.04 第3条			V-5/2008.04 第14条			V-5/2008.04 第15条			V-5/2008.04 第3条			V-5/2008.04 第14条			V-5/2008.04 第15条		
	放射	電源	通信	放射	電源		放射	電源	通信	放射	電源	通信	放射	電源		放射	電源	通信
101	○																	
102A		○																
102B			○															
103	○			○						○			○					
104	○			○						○			○					
105A		○			○						○			○				
105B			○									○						
106	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○				
107										○								
108A											○							
108B												○						
109A	○									○								
109B	○									○								
110A	○									○								
110B	○									○								
111	○									○								
151				○														
152A					○													
157													○					

改訂前

158A														○				
201							○									○		
202A								○									○	
202B									○									○

○：申請に必要な様式

放射：放射妨害波測定設備

電源：電源ポート伝導妨害波測定設備

通信：通信ポート伝導妨害波測定設備

申請に必要な様式の一覧

改訂後

種別／様式	新規											更新										
	V-5/2009.04 第3条			V-5/2009.04 第14条				V-5/2009.04 第15条				V-5/2009.04 第3条				V-5/2009.04 第14条			V-5/2009.04 第15条			
	放射	電源	通信	1G	放射	電源		放射	電源	通信	1G	放射	電源	通信	1G	放射	電源		放射	電源	通信	1G
101	○																					
102A		○																				
102B			○																			
103	○				○							○				○						
104	○				○							○				○						
105A		○				○							○				○					
105B			○											○								
106A	○	○			○	○						○	○			○	○					
106B			○											○								
107												○										
108A													○									
108B														○								
109A	○											○										
109B	○											○										
110A	○											○										
110B	○											○										
111	○											○										
151					○																	

追加

		152A						○																追加
		157															○							
		158A																○						
		201								○										○				
		202A									○											○		
		202B										○											○	
		101G				○																		
		103G				○										○								
		104G				○										○								
		106G				○										○								
		107G														○								
		111G				○										○								
		201G											○											○

○：申請に必要な様式
放射：放射妨害波測定設備
1G：1GHz 超放射妨害波測定設備
電源：電源ポート伝導妨害波測定設備
通信：通信ポート伝導妨害波測定設備

	2.　各書類の記入上の注意 2.1　様式 101、102Aおよび 102B (1)1項(a)：VCCI に登録している会社名及び VCCI が通知した会員番号を記入する。 (2)1項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を	2.　各類の記入上の注意 2.1　様式 101、101G、102Aおよび 102B (1)1項(a)：VCCI に登録している会社名及び VCCI が通知した会員番号を記入する。 (2)1項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を	追加

	記入した文書を添付してください。 （３）１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　**No.1** サイト ②○○○ 工場　　Aサイト （５）３項：様式 101 の場合はＮＳＡの評価に適用した規格名を選択し記入する。 技術基準(V-3/2008.04)5.3.3.6(1)または 5.3.3.6(2)を参照してください。 （６）「審査料」欄：審査費用の支払方法は「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から申請者の希望する支払方法を選択する。 2..2　様式 103，104 （１）様式 103Ｉ，２項（ａ）：金属大地面が方形でない場合は，『添付図面参照』と記述し，金属大地面の形状が分かる図面を添付する。 （２）Ｉ，３項（ｃ）：付則１技術基準 5.3.3.4 に該当する埋め込み型の回転台を使用している場合は，回転台の周縁と金属大地面との間に設ける電気的（高周波的）な結合構造（接触構造の場合は接触点の構造と接触点の数（例：ブラシ式	記入した文書を添付してください。 （３）１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　**No.1** サイト ②○○○ 工場　　Aサイト （５）３項：様式 101 の場合はＮＳＡの評価に適用した規格名を選択し記入する。 技術基準(V-3/200**9**.04)5.3.3.6(1)または 5.3.3.6(2)を参照してください。 （６）**３項：様式 101G の場合はサイト評価に適用した方法（いずれか１つ）を選択して記入する。** **（７）**「審査料」欄：審査費用の支払方法は原則として「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄の「請求書による支払い」にする。 2.2　様式 103、**103G**、104 および **104G** （１）様式 103Ｉ，２項（ａ）：金属大地面が方形でない場合は，『添付図面参照』と記述し，金属大地面の形状が分かる図面を添付する。 （２）Ｉ，３項（ｃ）：付則１技術基準 5.3.3.4 に該当する埋め込み型の回転台を使用している場合は，回転台の周縁と金属大地面との間に設ける電気的（高周波的）な結合構造（接触構造の場合は接触点の構造と接触点の数（例：ブラシ式	追加

	20 ヶ所)）を記入し，構造の分かる図面又は写真を添付すること。 2.3　様式 105A、105B （１）Ｉ，２項（ａ）：使用している基準金属面にチェックマークを付け、その大きさを記入すること。 （２）Ｉ，２項（ｂ）：シールド室内などの金属壁面、金属床面を使用せずに可動形の基準金属面を使用する場合は接地金属面との接続方法を記入する。 （３）Ｉ，２項（ｃ）：水平基準金属面の接地方法を記入する。 （４）Ｉ，３項（ｂ）：線の長さと太さは必ず単位を記入すること。太さは断面積を記入すること。 2.4　様式 106 （１）放射妨害波測定設備、電源ポート伝導妨害波測定設備、通信ポート伝導妨害波測定設備を同時に登録申請する場合は原則として各設備毎に様式 106 を作成すること。なお、各設備で使用する測定機器がほとんど共通な場合は全てをまとめた様式 106 を作成して、そのコピーを個別に各設備の申請書に添付してください。 （２）ＥＭＩ測定機器欄：ＥＵＴの妨害波を測定するために使用する機器を表示する。 （注 3）に記載してある記号で表示すること。	２０ヶ所)）を記入し，構造の分かる図面又は写真を添付すること。 2.3　様式 105A、および 105B （１）Ｉ，２項（ａ）：使用している基準金属面にチェックマークを付け、その大きさを記入すること。 （２）Ｉ，２項（ｂ）：シールド室内などの金属壁面、金属床面を使用せずに可動形の基準金属面を使用する場合は接地金属面との接続方法を記入する。 （３）Ｉ，２項（ｃ）：水平基準金属面の接地方法を記入する。 （４）Ｉ，３項（ｂ）：線の長さと太さは必ず単位を記入すること。太さは断面積を記入すること。 2.4　様式 106**A、106B、および 106G** （１）放射妨害波測定設備、電源ポート伝導妨害波測定設備を同時に登録申請する場合は原則として各設備毎に様式 106A を作成すること。なお、各設備で使用する測定機器がほとんど共通な場合は全てをまとめた様式 106A を作成して、そのコピーを個別に各設備の申請書に添付する。**また、通信ポート伝導妨害波測定設備の場合は様式 106B を、１GHz 超放射妨害波測定設備の場合は様式 106G を作成する。** （２）ＥＭＩ測定機器欄：ＥＵＴの妨害波を測定するために使用する機器を表示する。 （注 3）に記載してある記号で表示すること。	追加

	2.5　様式 107、108A および 108B （１）　１項(a)：VCCI に登録している会社名及び VCCI が通知した会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付してください。 （３）　１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　**No.1** サイト　②○○○工場　**A**サイト （５）　３項：様式 107 の場合はＮＳＡの評価に適用した規格名を選択し記入する。 技術基準(V-3/2008.04)5.3.3.6(1)または 5.3.3.6(2)を参照してください。 （６）「審査料」欄：審査費用の支払方法は「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から申請者の希望する支払方法を選択する。 2.6　様式 111	2.5　様式 107、**107G**、108A、および 108B （１）　１項(a)：VCCI に登録している会社名及び VCCI が通知した会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付してください。 （３）　１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　**No.1** サイト　②○○○工場　**A**サイト （５）　３項：様式 107 の場合はＮＳＡの評価に適用した規格名を選択し記入する。 技術基準(V-3/2009.04)5.3.3.6(1)または 5.3.3.6(2)を参照してください。 （６）３項：様式 107G の場合はサイト評価に適用した方法（いずれか１つ）を選択し記入する。 （７）「審査料」欄：審査費用の支払方法は原則として「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄の「請求書による支払い」にする。 2.6　様式 111,**111G**	追加

	（１）１項(a)：測定サイトの寸法条件により短縮ダイポールアンテナによる測定サイトの評価を実施した場合は□適用した　にﾁｪｯｸ記号を入れる。短縮ダイポールアンテナによる測定サイトの評価を実施しなかった場合は　□適用しない　にﾁｪｯｸ記号を入れる。 （２）　１項(b)：　ＮＳＡ測定に使用したアンテナの校正を自社で実施したときはそのアンテナの校正方法を記入すること。適用規格が VCCI V-3(2007.04)/5.3.8(1) または V-3(2008.04)/5.3.3.6(1)の場合はアンテナの校正条件が限定されています。付則１－３「２．１．１測定場所の評価（正規化サイトアッテネーション測定）に使用するダイポールアンテナの校正」を参照して校正を実施してください。 ［記入例］・標準ダイポールアンテナによるアンテナ校正法 ・ＡＮＳＩ　Ｃ６３．５による標準サイト法 ・校正されたアンテナを基準とした置換法 ・標準電界法 ・その他（校正方法の名称を記入） （３）　１項(c)：ＮＳＡの評価に適用した規格が技術基準(V-3/2007.04)5.3.8(2)または(V-3/2008.04)5.3.3.6(2)で、下記条件に該当する場合に記入してください。 30MHz から 1GHz までの周波数範囲を測定軸方向に物理的長さを持つ一つのアンテナ（例：バイコニログアンテナ、	（１）１項(a)：測定サイトの寸法条件により短縮ダイポールアンテナによる測定サイトの評価を実施した場合は□適用した　にﾁｪｯｸ記号を入れる。短縮ダイポールアンテナによる測定サイトの評価を実施しなかった場合は　□適用しない　にﾁｪｯｸ記号を入れる。 （２）　１項(b)：　ＮＳＡ測定に使用したアンテナの校正を自社で実施したときはそのアンテナの校正方法を記入すること。適用規格が VCCI V-3(2008.04)/5.3.3.6(1) または V-3(2009.04)/5.3.3.6(1)の場合はアンテナの校正条件が限定されています。付則１－３「２．１．１測定場所の評価（正規化サイトアッテネーション測定）に使用するダイポールアンテナの校正」を参照して校正を実施してください。 ［記入例］・標準ダイポールアンテナによるアンテナ校正法 ・ＡＮＳＩ　Ｃ６３．５による標準サイト法 ・校正されたアンテナを基準とした置換法 ・標準電界法 ・その他（校正方法の名称を記入） （３）　１項(c)：ＮＳＡの評価に適用した規格が技術基準(V-3/2008.04)5.3.3.6(2) または (V-3/2009.04)5.3.3.6(2)で、下記条件に該当する場合に記入してください。 ３０MHz から１GHz までの周波数範囲を測定軸方向に物理的長さを持つ一つのアンテナ（例：バイコニログアンテ	変更

	バイログアンテナ）で測定し、且つ測定距離が３ｍで実施するＮＳＡ評価の場合のみ、送受信アンテナエレメント相互間の距離（図１のｄ１，ｄ２）を記入すること。 ｄ１：最も低い周波数で作用するアンテナエレメント相互間の距離 ｄ２：最も高い周波数で作用するアンテナエレメント相互間の距離 図１省略 （４）１項(d)：電波半無響室の場合は周波数掃引法によるサイトアッテネーションの確認に使用した広帯域アンテナについて必要事項を記入する。 2.7　様式 109A、109B，110A、110B （１）適用規格名：様式 101 または様式 107 の第 3 項で選択した規格を記入する。 （２）校正条件/アンテナ高さ(ｈ)：適用規格が VCCI V-3(2007.04)/5.3.8(1)または V-3(2008.04)/5.3.3.6(1)の場合、自由空間、2m、3mの内、該当するものを記入する。アンテナの校正条件については付則１－３「２．１．１測定場所の評価（正規化サイトアッテネーション測定）に使用するダイポールアンテナの校正」を参照してください。	ナ、バイログアンテナ）で測定し、且つ測定距離が３ｍで実施するＮＳＡ評価の場合のみ、送受信アンテナエレメント相互間の距離（図１のｄ１，ｄ２）を記入すること。 ｄ１：最も低い周波数で作用するアンテナエレメント相互間の距離 ｄ２：最も高い周波数で作用するアンテナエレメント相互間の距離 図１省略 （４）１項(d)：電波半無響室の場合は周波数掃引法によるサイトアッテネーションの確認に使用した広帯域アンテナについて必要事項を記入する。 2.7　様式 109A、109B、110A、および 110B （１）適用規格名：様式 101 または様式 107 の第 3 項で選択した規格を記入する。 （２）校正条件/アンテナ高さ(ｈ)：適用規格が VCCI V-3(2008.04)/5.3.3.6 (1)または V-3(2009.04)/5.3.3.6(1)の場合、自由空間、２ｍ、３ｍの内、該当するものを記入する。アンテナの校正条件については付則１－３「２．１．１測定場所の評価（正規化サイトアッテネーション測定）に使用するダイポールアンテナの校正」を参照すること。	変更

	（３）校正依頼先（Ａ）／校正実施日：校正依頼先は（Ａ）と書いてある部分に記入すること。 （４）補正値△NSA[dB]：適用規格が VCCI V-3(2007.04)/5.3.8(1)または V-3(2008.04)/5.3.3.6(1)の場合、ＮＳＡ評価に使用したアンテナが同調または半波長ダイポールアンテナの何れかによって、Ｖ－３技術基準の付属文書Ｉ表３～表８の中から該当する補正値を選択すること。 適用規格が VCCI V-3(2007.04)/5.3.8(2)または V-3(2008.04)/5.3.3.6(2)の場合は補正値は全て０とすること。	（３）校正依頼先（Ａ）／校正実施日：校正依頼先は（Ａ）と書いてある部分に記入すること。 （４）補正値△NSA[dB]：適用規格が VCCI V-3(2008.04)/5.3.3.6(1)または V-3(2009.04)/5.3.3.6(1)の場合、ＮＳＡ評価に使用したアンテナが同調または半波長ダイポールアンテナの何れかによって、Ｖ－３技術基準の付属文書Ｉ表３～表８の中から該当する補正値を選択すること。 適用規格が VCCI V-3(2008.04)/5.3.3.6(2)または V-3(2009.04)/5.3.3.6(2)の場合は補正値は全て０とすること。	
	2.8　様式 151、および 152A （１）１項(a)：VCCI に登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付してください。 （３）１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入	**2.8 様式 111G** **(1)５項：ＳＶＳＷＲ測定結果のワースト値を表に記入する。** **(2)６項：６項に指示された資料を添付する。** 2.9　様式 151、および 152A （１）１項(a)：VCCI に登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付してください。 （３）１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入	追加 変更

	する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　**No.1** サイト ②○○○ 工場　　Aサイト （５）３項：FCC 登録（ファイル）番号及びその最新の登録日を必ず記入すること。 但し FCC へ登録申請中又は更新申請中で登録日（登録申請中の場合は登録番号も含む）がまだ不明の場合、それらの情報についてはは空欄でよいが、判明次第ＶＣＣＩへ連絡すること。 （６）３項：様式 151、様式 152A に適用できる技術規格はどちらも ANSI C63.4 です。 （７）「審査料」欄：審査費用の支払方法は「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から申請者の希望する支払方法を選択する。 2.9　様式 157、および 158A （１）１項(a)：VCCI に登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付してください。 （３）１項(d)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。	する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　**No.1** サイト ②○○○ 工場　　Aサイト （５）３項：FCC 登録（ファイル）番号及びその最新の登録日を必ず記入すること。 但し FCC へ登録申請中又は更新申請中で登録日（登録申請中の場合は登録番号も含む）がまだ不明の場合、それらの情報についてはは空欄でよいが、判明次第ＶＣＣＩへ連絡すること。 （６）３項：様式 151、様式 152A に適用できる技術規格はどちらも ANSI C63.4 です。 （７）「審査料」欄：審査費用の支払方法は「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から申請者の希望する支払方法を選択する。 2.**10**　様式 157、および 158A （１）１項(a)：VCCI に登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付してください。 （３）１項(d)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。	変更

	例：①○○○事業所　**No.1** サイト　② ○○○工場　　**A**サイト （５）３項：FCC 登録（ファイル）番号及びその最新の登録日をを必ず記入すること。 但し FCC へ登録申請中または更新申請中で登録日（登録申請中の場合は登録番号も含む）がまだ不明の場合、それらの情報については空欄でよいが、判明次第ＶＣＣＩへ連絡すること。 （６）３項：様式 157、様式 158A に適用できる技術規格はどちらも ANSI C63.4 です。 （７）「審査料」欄：審査費用の支払方法は「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から 申請者の希望する支払方法を選択する。 2.10　様式 201,202A,202B （１）１項(a)：VCCI に登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に登録証を送付します。 （３）１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　No.1 サイト　② ○○○工場　　Aサイト （５）２項(b)(c)(d)：認定を受けた試験所認定機関の認定証に記載されている認定番号及び有効期限を記入する。 （６）２項（ｅ）（ｆ）：現在登録されている登録番号とその有効期限を記入する。	例：①○○○事業所　**No.1** サイト　② ○○○工場　　**A**サイト （５）３項：FCC 登録（ファイル）番号及びその最新の登録日をを必ず記入すること。 但し FCC へ登録申請中または更新申請中で登録日（登録申請中の場合は登録番号も含む）がまだ不明の場合、それらの情報については空欄でよいが、判明次第ＶＣＣＩへ連絡すること。 （６）３項：様式 157、様式 158A に適用できる技術規格はどちらも ANSI C63.4 です。 （７）「審査料」欄：審査費用の支払方法は「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から 申請者の希望する支払方法を選択する。 2.11　様式 201、202A、202B、**および 201G** （１）１項(a)：VCCI に登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に登録証を送付します。 （３）１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　No.1 サイト　② ○○○工場　　Aサイト （５）２項(b)(c)(d)：認定を受けた試験所認定機関の認定証に記載されている認定番号及び有効期限を記入する。 （６）２項（ｅ）（ｆ）：現在登録されている登録番号とその有	変更

	但し、今回新規に登録する場合は記入不要。 ３．申請書類のまとめ方 3.1 測定設備等の登録申請書類は登録する設備毎にまとめて、以下の例に示すようなファイリング順とし、書類の順序が乱れないようにクリップ等により束ねて提出する。 以下の説明はオープンサイトの電界強度測定設備を登録申請する場合の例である。 （１）　様式 101 （２）　様式 103 （３）　様式 106 以下省略	効期限を記入する。 但し、新規に登録する場合は記入不要。 ３．申請書類のまとめ方 3.1 測定設備等の登録申請書類は登録する設備毎にまとめて、以下の例に示すようなファイリング順とし、書類の順序が乱れないようにクリップ等により束ねて提出する。 以下の説明はオープンサイトの電界強度測定設備を登録申請する場合の例である。 （１）　様式 101 （２）　様式 103 （３）　様式 106A 以下省略	変更
	V－A２／２００６．０４ **キットモジュール運用規程** 2005.04.01 制　　定 2006.04.01 改訂２版 2005.04.01 適用開始 （目　的） 第 １ 条　この規程は，情報技術装置（Information Technology Equipment：ＩＴＥ）を構成するキットモジュール毎に妨害波レベルを設定することで、無線通信業務及び電子／電気機器に妨害を与える恐れのあるＩＴＥから発生する妨害波を抑制し，健全な情報社会の発展に貢献することを目的としている。 キットモジュール毎に妨害波レベルを設定するので、妨害	V－A２／２００9．０４ **キットモジュール運用規程** 2005.04.01 制　　定 2009.04.01 改訂３版 2009.04.01 適用開始 （目　的） 第 １ 条　この規程は，情報技術装置（Information Technology Equipment：ＩＴＥ）を構成するキットモジュール毎に妨害波レベルを設定することで、無線通信業務及び電子／電気機器に妨害を与える恐れのあるＩＴＥから発生する妨害波を抑制し，健全な情報社会の発展に貢献することを目的としている。 キットモジュール毎に妨害波レベルを設定するので、妨害	変更

	波レベルの小さいキットモジュールを選択しＩＴＥを構成すれば、ＩＴＥから発生する妨害波が抑制出来る。 協議会は、このキットモジュール運用システムの参加者（以下キットモジュール参加者という）が,自主的に前記目的を達成するための運用規程を以下のように定める。 （キットモジュール運用システムへの参加） 第２条　キットモジュール参加者は当協議会の正会員でなければならない。キットモジュール参加者は本運用規程を遵守するに際して、協議会へ「キットモジュール運用システム参加申込書」を提出し許可を得なければならない。 ２．キットモジュール参加者が，このシステムに従って妨害波レベル表示したいキットモジュールモデルを出荷する場合は、この規程に従わなければならない。妨害波レベル表示をしないキットモジュールモデルについては、この規程の対象外とする。 ３．このシステムへの参加を中止する場合は、キットモジュール参加者は当協議会へ「キットモジュール参加中止申請書」を提出し許可を得なければならない。参加を中止した場合は、それまでにレベル届出した対象キットモジュールを含めて、キットモジュールにマークを表示して出荷してはならない。	波レベルの小さいキットモジュールを選択しＩＴＥを構成すれば、ＩＴＥから発生する妨害波が抑制出来る。 協議会は、このキットモジュール**プログラム**の参加者（以下キットモジュール参加者という）が,自主的に前記目的を達成するための運用規程を以下のように定める。 （キットモジュール**プログラム**への参加） 第２条　キットモジュール参加者は当協議会の正会員でなければならない。キットモジュール参加者は本運用規程を遵守するに際して、協議会へ「キットモジュール**プログラム**参加申込書」を提出し許可を得なければならない。 ２．キットモジュール参加者が，このシステムに従って妨害波レベル表示したいキットモジュールモデルを出荷する場合は、この規程に従わなければならない。妨害波レベル表示をしないキットモジュールモデルについては、この規程の対象外とする。 ３．このシステムへの参加を中止する場合は、キットモジュール参加者は当協議会へ「キットモジュール参加中止申請書」を提出し許可を得なければならない。参加を中止した場合は、それまでにレベル届出した対象キットモジュールを含めて、キットモジュールにマークを表示して出荷してはならない。	変更

	付則　１ **Ｖ－Ａ３／２００６．０４** **キットモジュール妨害波測定 技術基準** 2005.04.02制　　定 2006.04.01改訂２版 2006.04.01適用開始 **１．目的** この技術基準は、情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）が制定する「キットモジュール運用規程」の付則であって、キットモジュール運用システムの参加者がキットモジュールの妨害波レベルの選択を行うための測定に必要な、妨害波限度値、測定方法及び測定設備等に関する技術的条件を定めることを目的とする。 この技術基準の内容を補足するために、付則1-1 「供試キットモジュールの妨害波測定条件」を制定する。	**付則　１** **Ｖ－Ａ３／２００9．０４** **キットモジュール妨害波測定 技術基準** 2005.04.02制　　定 200**9**.04.01改訂３版 200**9**.04.01適用開始 **１．目的** この技術基準は、情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）が制定する「キットモジュール運用規程」の付則であって、キットモジュール***プログラム***の参加者がキットモジュールの妨害波レベルの選択を行うための測定に必要な、妨害波限度値、測定方法及び測定設備等に関する技術的条件を定めることを目的とする。 この技術基準の内容を補足するために、付則1-1 「供試キットモジュールの妨害波測定条件」を制定する。	変更

キット試-1	付則　1－1 Ｖ－Ａ４／２００５．０４ **供試キットモジュールの妨害波測定条件** 2005.04.01制　　定 2005.04.01 適用開始	付則　1－1 Ｖ－Ａ４／２００**9**．０４ **供試キットモジュールの妨害波測定条件** 2005.04.01制　　定 2009.04.01 改訂2版 200**9**.04.01 適用開始	変更 追加
キット試-4	B. 内蔵メモリ B.2. 動作条件 パーソナルコンピュータ等の制御装置を使用して、測定期間中、内蔵メモリの全メモリ領域に対しリードライトを連続で繰り返す。	B. 内蔵メモリ B.2. 動作条件 **最も高い放射レベルとなる代表的な使用例に従って、内蔵メモリのリード･ライトを行うこと。**	
キット試-5	C. 内蔵ディスクユニット C.2. 動作条件 パーソナルコンピュータ等の制御装置を使用して、測定期間中、内蔵ディスクユニットの全データ領域に対し読み込みを繰り返す。	C. 内蔵ディスクユニット C.2. 動作条件 **最も高い放射レベルとなる代表的な使用例に従って、内蔵ハードディスクのリード･ライトを行うこと。**	
キット試-7	D. インターフェースボード D.2. 動作条件 パーソナルコンピュータ等の制御装置を使用して、測定期間中、データ通信またはリードライトの繰り返しを行う。	D. インターフェースボード D.2. 動作条件 **最も高い放射レベルとなる代表的な使用例に従って、データ通信またはリード･ライトを行うこと。**	